

ご存じですか 国民健康保険税 未納者の 短期保険証制度

国民健康保険は、加入者の方の負担する国民健康保険税と国、県および町の負担金で運営しています。

保険税を納めない方がいると相互扶助の制度が成り立たなくなるとともに、国民健康保険自体の運営ができなくなります。

加入者の方々の公平な負担のために、国保税に未納がある世帯には短期保険証制度を

適用しています。

この制度は、平成17年度の場合、保険証の定期更新日である5月1日までに、16年度分の国保税の未納分が1期分でもある場合には、未納がなくなるまでは、有効期間が1年間の通常の保険証に代わり、3か月の短期保険証を発行するというものです。

なお、この短期保険証は3か月ごとの更新となります。そのため、その都度保険年金課および税務課窓口に来ていただき、納税と納付相談をしていただく必要がありますので、納め忘れのある方は、なるべく早めの納付をお願いします。

■ 国民健康保険係
②162

乳幼児医療費助成制度 4月から所得制限を廃止します

この制度は、乳幼児の保険診療一部負担金について支給を受けることができるものです。町では現在、所得制限を設けたうえで、入院・通院ともに小学校就学前までを対象年齢に実施していますが、平成17年4月診療分から所得制

限を廃止します。

これにより現在、乳幼児医療の登録済の方で所得制限により支給対象となっていない乳幼児についても支給対象となります。また、小学校就学前まで更新の必要がなくなります。

所得制限の廃止により支給対象となる方および支給期間の変更になる方には、3月中旬に新しい受給者証を郵送いたします。

なお、収入が多いという自己判断で、乳幼児医療の登録自体をしていない方は、早急に登録の申請をしてください。登録のない方への通知等はできません。

■ 医療係
②161、2162

介護保険料の 納め忘れはありませんか？



今年度もあとわずかになりました。特別徴収（年金から保険料が天引きされている方）、

普通徴収（納入通知書により保険料を納める方）とも今月末が今年度最後の納期となります。保険料に滞納があると、介護サービスを利用するとき、滞納の期間に応じて次のような処分を受けることがありますので、もう一度納め忘れがないか確認しましょう。

■ 高齢障害課②124

1年間滞納した場合	介護サービスの利用料が、いったん全額利用者負担になります。
1年6か月滞納した場合	一時的に介護保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納額を控除することがあります。
2年間以上滞納した場合	介護保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

新潟県中越地震災害義援金報告

町では、新潟県中越地震被災者への義援金受付を地震直後から、役場窓口等に募金箱を設置し実施してきましたが、昨年12月24日で終了させていただきました。この間、皆様からいただいた義援金は、総額で557,013円となりました。

この義援金は、日本赤十字社を通じ被災者の方々へ届けられます。皆様のあたたかいご支援をいただき、ありがとうございました。

交通災害共済



埼玉県市町村交通災害共済は、不幸にして交通事故にあわれた家庭への経済負担を少しでも軽くするために設けられたものです。

この制度は、加入者の拠出金（会費）により、見舞金を支払う相互扶助の共済組合です。万一の交通災害に備えて加入しましょう。

会費（年額） 大人900円 小人500円

共済期間 平成17年4月1日～平成18年3月31日

加入資格 町に住居登録してある方、外国人登録してある方、および加入資格の被扶養者で修学のため、町外に転出している方。

■ 加入申込書に会費を添えてお申し込みください。

現在加入している方は3月末日で加入期間が満了となりますので、継続加入されることをお勧めします。

なお、17年度から小・中学生も会費を添えてお申し込みいただけますようお願いいたします。

■ 住民課②111

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成16年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

■ 相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られた案内状（はがき）等を持参してください。そのほか年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時 2月23日（水）
13時～16時

■ 場所 役場3階第3会議室
■ 年金係②164

年金を受給 されている方の 各種届出

届出を必要とするとき	届出の種類	届出先
誕生日がきたとき	年金受給権者現況届	社会保険業務センター
住所や受取場所を変えるとき	年金受給権者住所・支払機関変更届	大宮社会保険事務所
年金証書を活したり、なくしたとき	年金証書再発行申請書	大宮社会保険事務所
氏名が変わったとき	年金受給権者氏名変更届	大宮社会保険事務所
2つ以上の年金を受ける権利ができたとき	年金受給選択届	大宮社会保険事務所
就職・転職したとき	「年金手帳」を事業主に提出（資格取得届）	事業主から社会保険事務所に
失業給付・高齢雇用継続給付を受けるとき	老齢厚生・退職共済年金受給権者支払停止事由該当届	大宮社会保険事務所
特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、65歳になったとき	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	社会保険業務センター
66歳以後に支給を繰り下げて年金を受け取りたいとき	老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書	大宮社会保険事務所 伊奈町役場（注1）
年金を受けている方が亡くなったとき	年金受給権者死亡届	大宮社会保険事務所 伊奈町役場（注2）
亡くなった方が受け取れるはずであった年金が残っているとき	未支給年金・保険給付請求書	大宮社会保険事務所 伊奈町役場（注3）
遺族年金が受けられるとき	遺族年金（給付）裁定請求書	大宮社会保険事務所

（注1）国民年金第1号被保険者期間のみの場合
（注2）旧国民年金法による年金を受給されていた方が亡くなった場合
（注3）旧国民年金法による年金（障害・母子・準母子・遺児・寡婦）を受給されていた方が亡くなった場合

こんなとき こんな届出を

年金を受けている方には、次のような届出が必要になります。年金を正しく受け取るため、必ず届出をしましょう。

青少年の深夜外出に 関する規制を強化 （埼玉県青少年健全育成 条例が改正されました）

青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、「埼玉県青少年健全育成条例」と同施行規則が改正され、2月1日から施行されました。

※「青少年」は、18歳未満を対象としています。

○改正のポイント

- ①有害図書などへの規制強化
青少年が有害図書を観覧できないようにするため、コンビニエンスストアや書店などで、一般図書と有害図書との区分陳列の基準を設けました。
- ②青少年の深夜外出に関する規制の強化
深夜（午後11時～午前4時）における青少年の入場を禁止する施設として、これまでの「カラオケボックス」に加え、「マンガ喫茶」と「インターネットカフェ」も対象としました。

また、「コンビニエンスストア、ファミリーレストランなど深夜営業を行う事業者を対象に、深夜に施設・敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すようにする努力義務を新設しました。

※保護者は、深夜に青少年を外出させないように努めなければなりません。

③性の逸脱行為に関する規制の強化
青少年から、着用した下着などを買ったり、仲介したりするなどの行為を禁止しました。また、青少年を性風俗店などで接客業務に従事するように勧誘することなども禁止しました。

④インターネットの利用に関する努力義務の新設
保護者などに対して、青少年がインターネットを利用するにあたり、性的表現を含む情報、残虐性を助長する情報、犯罪・自殺を誘発する情報などを閲覧・書き込み・掲載させないようにする努力義務を新設しました。

■ 県総務部青少年課
830-2914